

＜知立市議会基本条例(案)への意見の提出結果について＞

○1通3件(文書1通)

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>第4条第2項 議会は、議会の活動(以下「議会活動」という。)に関する情報の積極的な公開に取り組み、市民との情報の共有を図るとともに、市民に対して、議会の議決又は運営に係る経緯、理由等の説明責任を果たさなければならない。</p> <p>第4条第3項 議会は、市民の意見を把握し、これを市政又は議会運営に反映するよう努めなければならない。</p> <p>第4条第4項 議会は、市民の意思を的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組まなければならない。</p>	<p>現在の取り組みと今後の充実方策およびその実施時期は。</p>	<p>現在知立市議会では、議会活動に係る情報は、議会広報紙「こんにちは知立市議会です」やホームページ等で全て公表しており、また議員の一般質問はキャッチやホームページで録画放映されています。本会議の議事録も、平成15年分(委員会は平成20年分)から全て公表し、地方自治法で規定の情報公開や説明責任を果しながら、オープンな議会を目指し努力を重ねています。</p> <p>平成24年2月4日から西三河地域では初めての試みである議会報告会を開催し、議会の審議内容や議決結果の報告や市民との意見交換会を実施しています。この報告会で出された質問や意見には、回答をホームページや議会広報紙で常時公表しており、次の議会報告会で参加者全員に回答書を配布しています。また、現在議会改革を進めていますが、平成23年11月には、議会に対する市民意思の把握や的確な議会制度改革のために、市民アンケートも実施しました。20歳以上の年代別・男女別無作為に抽出した1,800人を対象にし、有効回答数は632通(35.1%)で、議会広報紙やホームページなどで公表し、議会報告会で回答書の配布やアンケートの結果報告も行い、議会に対するいろいろな市民の意見や考え方を把握することができました。</p> <p>平成23年9月議会からは、議案に対する全議員の表決を明らかにし、ホームページや議会広報紙で公表も行っています。議会改革特別委員会では、議会基本条例や議員定数、報酬、政務活動費などの重要課題も鋭意協議しており、過去、随時議論の経過や各会派の考え方などをピックアップして、議会報告会で報告したり、議会だよりやホームページで公表しています。</p> <p>平成25年1月26日には、議会基本条例シンポジウムを開催し、講師の野村先生や3名のパネラーや参加者から、いろいろな意見を頂戴しました。また、議会基本条例策定の参考にするために、平成25年1月25日から2月7日までの14日間で市民に対する意見募集を実施し、寄せられた意見に対して、ホームページや議会広報紙などで考え方を公表していきます。なお、今後の充実方策として、3カ月に1度の議会報告会を確実に実施していく中で、年に1度は講演会及び市民をパネラーとして迎えたパネルディスカッション方式のシンポジウムの開催を検討したり、基本条例第18条第3項に規定した、市民と各委員会単位での出前講座や懇談会等を開催できるように積極的にPRし、このような制度を活用して、議会の役割や責務、審査の経過等情報公開を行い、市民の意見や意思を把握するように努力していきます。</p> <p>3月定例会で制定予定の議会基本条例第4条第2項、3項、4項や第6条第2項等には、積極的な情報の公開や市民の意見を把握し政策の立案、提言を行うことや、市政、議会運営に反映させる責務等を規定しています。この基本原則をしっかりと遵守し、また、地方自治法の精神にのっとり、これからも、市民の意見・意思をしっかりと把握し、市民に開かれた的確な議会運営に心掛けていきます。</p>

＜知立市議会基本条例(案)への意見の提出結果について＞

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	<p>第4条第2項 議会は、議会の活動(以下「議会活動」という。)に関する情報の積極的な公開に取り組み、市民との情報の共有を図るとともに、市民に対して、議会の議決又は運営に係る経緯、理由等の説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>市議会もビジュアル化に取り組んでほしい。 国会中継のようにボードなどで要点やデータを示し、傍聴席のモニターで見えるようにしてほしい。 議員も要点を整理することになり、質疑の効率化に繋がると考えられる。</p>	<p>現在市議会では、定例会ごとに、開会・閉会日、一般質問が、キャッチで録画放映されていますし、ホームページでも全議員の一般質問が録画放映されています。基本条例第22条には、広報等の充実が規定され、特に将来的な充実策として、本会議審議の生中継(ライブ中継)も規定しています。現在議場の老朽化に伴いマイクや配線設備の更新の必要な時期に差し掛かってきていますが、多額の予算がかかる状況であり、導入の必要性は痛感していますが、予算状況や全体の改修状況、時期等十分に見極め今後検討していきたいと考えます。</p> <p>また、国会の予算委員会のように、市民や傍聴者に対し、視点に訴える対応も今後の検討課題として協議していきたいと考えます。平成21年12月議会から一般質問は、従前の総括質問制を変更し一問一答制を採用しています。二代表制の機能を高め、緊張感のある実効性の高い議論を目指して取り組んできていますが、現状では、議員は、市長以下執行部と正対して、傍聴席側にある自席で質問する方式にしていますので、質問資料などをボードに示し傍聴者にみえるようにするには、議員が後ろを振り向くなど、現状の制度では難しさがあります。改善策としては、国会の党首討論のように、テレビカメラに向かって党首双方が正面になるように、議場の傍聴席から向かって、中央の位置にある速記者席を取り払い、東西に質問席を設け、議員と市長等が質問する方式なら可能であります。一問一答制を導入の際には、議員席側中央に質問専用席設置の協議をしてきた経緯もあり、ビジュアル化の指摘も十分に尊重しなければならない重要なポイントであります。カメラの位置の変更や増設、質問席の設置等、改修にかかる予算状況や全体の配置計画、導入時期も見極め、今後も引き続き十分に協議し、的確に対応していきたいと考えます。</p>

＜知立市議会基本条例(案)への意見の提出結果について＞

No.	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	<p>第6条 議員は、市民の負託を受けて、議員に選出されたことを自覚し、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めなければならない。</p> <p>第19条 議会は、議員による政策の立案及び提言の能力の向上を図るため、議員に対する研修の充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>第12条 議会は、市長が提案する重要な政策については、審議の際の論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経過 (2) 他の地方自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策を実施したときに予想される効果 (6) 政策の実施に要する経費及びその財源措置の状況</p>	<p>これまでの実績は。また実績をどのように把握するのか。把握の時期と公開方法は。</p> <p>(5) 政策を実施したときに予想される効果について、プラス面だけでなくマイナス面も含めた、評価、判断をお願いしたい。</p>	<p>議会基本条例第19条には、議員研修の充実・強化をしていくことを規定しています。憲法前文で代表民主制が規定されている以上、住民から選挙された代表者たる議員が、住民や地域のために、しっかりと議員活動を行い、市民福祉の向上や市政の発展に取り組むことは当然の使命です。常によりよい制度・政策を実現するために、議員自ら政策実現の調査、研究、資質の向上に努めなければなりません。</p> <p>現在の取り組みは、平成24年度から年間5万円の議会研修費を計上し、24年度は、議会改革の取り組みで、先進市議会の松本市議会の議員を講師に招いての勉強会の開催に活用しています。各3常任委員会及び1特別委員会では、年1回先進市事例調査視察を実施しています。また、各会派におきましては、地方自治法の支出根拠に基づく政務活動費が、1人年間18万円支給され、それぞれ各会派において先進市調査視察や各勉強会への参加、専門書籍の購入等議員の資質向上のための活動を実施しています。視察研修の結果は、各議員が報告書を提出し、事務局を通じて市民に公表していますし、それぞれ政策導入に向けて議会で、本会議一般質問や委員会での政策の提言を行っています。併せて、政務活動費の執行状況も、年度末に決算書、事業報告書等を提出し、市民に対して公表し、使途に対する説明責任を果しています。</p> <p>今回、議会基本条例第12条に、市の重要な政策に対して、政策の水準を高めるために論点情報の提供を求めることを規定しました。議会と市長が、市民に対して政策実現の責任を負うためのものであり、このような制度も十分に活用していきます。また、第12条(5)の予想される効果につきましては、プラス面だけではなくマイナス面も含めて、重要な政策課題について検証し、よりよい政策決定につなげていければと考えています。</p> <p>今後議員として、更なる能力の向上に向けた努力、研鑽をし、引き続き全力投球で取り組んでいきます。</p>